⑵　防災庁は、２の⑵の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。（第四条第二項関係）

イ　災害対策基本法第二章に規定する防災に関する組織の設置及び運営並びに同法第二条第七号に規定する防災計画に関すること。

ロ　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。）の救援に関すること。

ハ　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の激甚災害及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

ニ　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

ホ　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関すること。

ヘ　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項の台風常襲地帯及び同法第二条第一項に規定する災害防除事業の指定に関すること。

ト　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定並びに同法第三条第一項の火山災害警戒地域、同法第十三条第一項の避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項の降灰防除地域の指定に関すること。

チ　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

リ　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

ヌ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

ル　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

ヲ　防災に関する関係行政機関の事務の調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

ワ　防災に関する技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及及び活用の促進に関すること。

カ　所掌事務に係る国際協力に関すること。

ヨ　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修及び研究を行うこと。

タ　イからヨまでに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

レ　イからタまでに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防災庁に属させられた事務

4　組織の構成

⑴　防災庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、防災に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならないものとする。（第五条第一項関係）

⑵　防災庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならないものとする。（第五条第二項関係）

5　防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職

⑴　防災庁の長

イ　防災庁の長は、内閣総理大臣とする。（第六条第一項関係）

ロ　内閣総理大臣は、防災庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、３の⑵の事務を分担管理する。（第六条第二項関係）

ハ　内閣総理大臣は、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する等内閣総理大臣の権限について所要の規定を整備する。（第七条関係）

⑵　防災大臣

イ　防災庁に、防災大臣を置く。（第八条第一項関係）

ロ　防災大臣は、国務大臣をもって充てる。（第八条第二項関係）

ハ　防災大臣は、内閣総理大臣を助け、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。（第八条第三項関係）

ニ　防災大臣の関係行政機関の長に対する資料の提出請求権、勧告権及び求報告権並びに内閣総理大臣に対する意見具申権について所要の規定を整備する。（第八条第四項～第七項関係）

⑶　副大臣、大臣政務官、大臣補佐官及び事務次官

防災庁に、副大臣一人、大臣政務官一人及び事務次官一人を置くとともに、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができるものとする等副大臣、大臣政務官、大臣補佐官及び事務次官の職務等について所要の規定を整備する。（第九条～第十二条関係）

6　防災庁に置かれる職

防災庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置くものとする等防災庁に置かれる職について所要の規定を整備する。（第十三条関係）

7　中央防災会議

防災庁に、防災に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関として、災害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところにより、中央防災会議を置く。（第十四条関係）

8　施設等機関

防災庁には、３の⑵の所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）を置くことができるものとする。（第十五条関係）

9　防災局

⑴　防災庁に、地方機関として、防災局を置く。（第十六条第一項関係）

⑵　防災局は、防災庁の所掌事務のうち、３の⑴のロからニまで及び３の⑵（ヨを除く。）に掲げる事務の全部又は一部を分掌するものとする。（第十六条第二項関係）

⑶　防災局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定めるものとする。（第十六条第三項関係）

10　政令への委任

４から９までに定めるもののほか、防災庁の組織に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。（第十七条関係）

11　雑則

⑴　職員及び組織上の名称について所要の規定を整備する。（第十八条関係）

⑵　政令で設置される組織その他これらに準ずる主要な組織の新設、改正及び廃止の状況に関する国会への報告その他について所要の規定を整備する。（第十九条関係）

12　附則

⑴　この法律は、一部の規定を除き、令和八年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所掌事務の特例について定める。（附則第二条、第三条関係）

⑶　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第四条～第六条関係）

◇防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第六十二号）（内閣官房）

第１　災害対策基本法の一部改正（第八条関係）

１　災害対策の基本理念として、次の内容を追加する。

⑴　災害に備えるための措置の改善を図る際、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価を踏まえること。

⑵　被災者を援護する際、全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにすること。